

## 相続税と贈与税

### 【相談事例】

スーパーを経営していますが、経営を息子に譲りたいと考えています。財産を息子に生前贈与した場合、贈与税はどのくらいかかりますか。また、相続税はどうなりますか。

### 【相談処理内容】

相続税は大金持ちの税金と考えられてきましたが、地価の高騰によりある程度の資産があれば、課税されるようになってきているようです。

また、贈与税は相続税の補完税と言われていましたが、これまで贈与税のほうが負担が大きかったので、なかなか生前贈与が進みにくい状況にありました。

しかし、経済の活性化を図る観点からこの2つの税を一体にしたような「相続時清算課税制度」が平成15年に創設されるなど税制面でも変化がみられます。

今回は、この2税の関係や相続時清算課税制度、相続税の計算などをご紹介します。

### ◎相続税と贈与税

この2税の関係や贈与税が相続税の補完税と言われる理由などは次のとおりです。

- 所有財産を生前贈与しますと、その分は、相続税がかかりません。税の公平を図るためには相続税だけでは不十分で、贈与税を補う必要があります。
- 贈与税は、相続税法の中で規定されています。
- 死亡前3年以内の贈与は、相続財産に加えて相続税額が計算されます。

### 相続時清算課税制度

項目	内容	摘要
制度の内容	① 2,500万円までは贈与税がかからない。 ② 2,500万円を超えた分には20%の課税 ③ 相続が開始したら、相続財産に加えて相続税を計算し、既納付額と精算	・ 2,500万円以内であれば、回数・金額は無制限 ・ 既納税額が相続税額を上回っておれば、超過分は還付
要件	① 贈与者はその年の1月1日現在で65歳以上 ② 被贈与額は 20歳以上	翌年の2月1日～3月15日の間に届け出書を税務署へ提出する必要がある。
留意事項	① この制度か通常の贈与かの選択は、贈与者である父または母ごとに選択できる。 ② この制度を選択すれば、その贈与者については、通常の贈与制度は適用されない。	

### ◎贈与税の計算

贈与税額 = (贈与価格 - 基礎控除) × 税率 - 控除額  
※基礎控除 年間110万円 ※税率・控除額 末尾表のとおり

### 相続税の計算

項目	内容	摘要
計算の手順	① 課税対象の課税遺産額の算定 (算定方法 次項目掲載のとおり) ② ①の課税遺産額をベースに各法定相続人ごとの仮の相続税額を計算し、その合算により相続税総額を算定。 ③ ②を実際の相続分で按分し、控除額を差し引いて納税額を確定。	(相続財産の対象財産) お金に換算できるすべて (みなし相続財産) ① 死亡による生命保険金など ② 死亡退職金・功労金など ③ 郵便年金の定期金に関する権利など
課税遺産額の算定	① 相続財産を金銭に換算。 ② ①にみなし相続財産などをプラス マイナス (プラス) みなし相続財産、3年以内の贈与 (マイナス) 借金などの債務、葬式費用、非課税財産 ③ 課税遺産額 = ② - 基礎控除 ※相続額が基礎控除以下であれば、相続税はかからない。	(非課税財産) ① 墓地、仏壇、仏具など ② 保険金・退職金のうち (500万円×法定相続人の数) (基礎控除) 5千万円 + (1千万円×法定相続人の数)

### 相続税の速算表

法定相続分に応じる各取得金額	税率(%)	控除額(万円)
1000万円以下	10	—
1000万円超～3000万円以下	15	50
3000万円超～5000万円以下	20	200
5000万円超～1億円以下	30	700
1億円超～3億円以下	40	1,700
3億円超	50	4,700

### 贈与税の速算表

基礎控除後の課税価格	税率(%)	控除額(万円)
200万円以下	10	—
200万円超～300万円以下	15	10
300万円超～400万円以下	20	25
400万円超～600万円以下	30	65
600万円超～1,000万円以下	40	125
1,000万円超	50	225

相続税の計算においては、上表の「控除額」のほか「配偶者控除」や「未成年者控除」などがありますが、詳しくはお近くの税務署にお問い合わせください。